

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和6年3月13日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件
年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300129号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2300053号

## 第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成3年3月31日から同年4月1日に訂正し、平成3年3月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

平成3年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成3年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで

平成3年1月4日から同年3月31日までA社B支店に臨時雇用社員として在籍し、引き続き子会社のC社に契約社員として勤務していたのに、年金記録では、A社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成3年3月31日と記録されている。

給与明細書等の資料はないが、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、A社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成3年4月1日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

複数の同僚の回答及び請求者の勤務状況に関する具体的な陳述から判断すると、請求者は、請求期間においても継続してA社B支店に臨時雇用社員として在籍していたことが推認される。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、平成3年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者は請求者以外に確認できない一方で、平成3年4月1日に同保険の被保険者資格を喪失している者が二人確認できる。

さらに、上記の二人に照会したところ、回答を得られた一人は、「私は、平成2年11月23日から平成3年3月31日までの期間について、A社B支店に臨時雇用社員として在籍し、引き続き平成3年4月1日からC社に契約社員として勤務していたが、請求期間は継続して厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」旨の陳述をしている上、オンライン記録によると、同人は、A社B支店において平成2年11月23日から平成3年4月1日までの期間について継続して厚生年金保険に加入しており、請求者と同じく平成3年4月1日にC社において同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、A社B支店において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後にC社において同保険の被保険者資格を取得している者は、請求者以外に4人(上記の回答を得られた一人を含む。)確認できるところ、当該4人はいずれも両事業所間に係る厚生年金保険の加入期間に空白がないことを踏まえると、請求者は請求期

間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のA社B支店における平成3年2月の標準報酬月額の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成3年3月31日から同年4月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているが、当該期間について、事業主が資格喪失年月日を平成3年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを平成3年3月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から平成3年3月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成3年3月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300147号  
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2300005号

## 第1 結論

昭和59年4月から昭和60年3月までの請求期間及び昭和62年6月から昭和63年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年4月から昭和60年3月まで  
② 昭和62年6月から昭和63年2月まで

請求期間①及び②について、母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたが、年金記録では、保険料を納付した記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月より前の期間であり、当該期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があり、請求者が請求期間①及び②の住所地であったとするA市を含むB社会保険事務所(当時)管内の市町村において国民年金の加入手続きが行われた場合については、「\*」の国民年金手帳記号番号が払い出され、同記号番号により市町村及び社会保険事務所における国民年金の被保険者記録管理及び保険料徴収事務が行われていた。

一方、オンライン記録によると、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金の被保険者記録のほか、請求期間②直後の昭和63年3月から平成元年11月までの期間に係る第三号被保険者記録については、平成9年1月にC共済組合の加入者であった請求者に付番された基礎年金番号「\*」に係る国民年金の被保険者記録として、いずれも平成9年6月19日に、遡って被保険者資格の取得及び喪失の処理が行われていることが確認でき、当該遡及処理が行われた時点において、請求期間①及び②に係る国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索のほか、国民年金手帳記号番号払出簿を確認したものの、請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求期間①及び②当時、請求者に係る国民年金の加入手続きは行われておらず、請求者の母は、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の母は既に死亡しており、請求者自身は請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与していないことから、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

加えて、A市は、同市が保管する国民年金被保険者名簿を確認したが請求者の記録はないと回答している。

このほか、請求者の母が、請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。